

## 連結納税制度のメリット・デメリット ～平成 29 年度税制改正を中心に～

(担当：後藤類)

### 1.はじめに

連結納税制度とは、企業グループを一つの納税単位として、法人税の申告と納付をする制度です。連結納税を採用している企業グループ数は下記のように年々増加しております。

	H26年6月30日	H29年6月30日
連結法人数	12,440社	14,456社
(内親法人数)	1,541社	1,775社
(内子法人数)	10,899社	12,681社

(国税庁 HP より抜粋)

本ニュースでは連結納税制度のメリット・デメリットと共に平成 29 年度税制改正についてお伝えします。

### 2.連結納税制度のメリット・デメリット

考えられる主要な点は以下の通りです。

	メリット	デメリット
①	連結納税グループ内の所得と欠損の通算が可能であり、節税効果がある	申告納税手続きが煩雑になる
②	連結納税制度適用前の親法人の繰越欠損金、一定の要件を満たす子法人の繰越欠損金を連結所得から控除できる	連結納税制度適用前の子法人(親法人と5年以上100%支配関係がない場合等に限る)の繰越欠損金が切り捨てられる
③	子法人の資産の時価評価により、評価損を実現	子法人の資産の時価評価により、評価益に課税

※上記他個別計算に影響する項目もあります。

### 3.平成 29 年度改正について

#### (1)改正内容

2.の表③に記載の時価評価について、以下の改正が行われます。

改正前	改正後
子法人は固定資産等(含み損益が 1,000 万円以下等一定のものを除く)の時価評価を行った上で連結納税制度に加入しなければならない	帳簿価額が 1,000 万円未満の資産の時価評価対象資産から除外

(2)自己創設のれん(営業権)(以下、「自己創設のれん」といいます)について

改正前	改正後
時価評価が必要	時価評価が不要(簿価 0 の為)

自己創設のれんとは、収益力やブランド力など目に見えないその会社の超過収益力の事で、無形固定資産に含まれますが、その評価額には客観性がないため、貸借対照表に載せる事ができません。

従って自ずと帳簿価額 1,000 万円未満の資産に該当し、自己創設のれんは時価評価対象資産から除かれるようになります。

自己創設のれんの評価方法については法人税法上の定めが無いため、平成 29 年度改正前においては、超過収益力を持つ会社の自己創設のれんの時価評価額をどのようにするかが度々税務調査等で問題となっていました。

そのため、多くの企業にとって自己創設のれんの時価評価制度による納税額への影響や税務リスクが連結納税制度導入を躊躇させる大きな要因でしたが、今回の改正によりそのデメリットが大幅に軽減されました。

#### (3)改正時期

今回の改正は平成 29 年 10 月 2 日以後に開始する連結事業年度から適用されます。

### 4.おわりに

3(2)の通り本改正は企業にとって大きな利点があるものです。この機会に連結納税制度導入を今一度検討されてみては如何でしょうか。